

木造住宅の安全確保方策マニュアル（抜粋）

令和6年8月国土交通省 発刊

※令和12年 耐震性のない木造住宅の解消のための施策

基本的な考え方

- ・まずは、住宅の耐震化の必要性を所有者に理解してもらい、意識の向上を図ることが重要。
- ・その上で、住宅の耐震診断を行い、耐震性や危険性の有無を確認。
- ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された場合は、耐震改修等を行い、住宅の耐震性を確保することが原則。
- ・やむを得ない場合でも、暫定的・緊急的な対策として、人命の安全確保につながる可能性がある多様な方策を講じ、居住者の命を守る観点から地震からのリスクを低減する。
- ・また、住宅の耐震化の有無に関わらず、日ごろから災害時への備えを行う。

I-1 耐震化の支援制度

- (1) 計画策定や普及啓発、耐震診断、補強設計、耐震改修等への補助
- (2) 耐震改修に必要な資金に対する融資
- (3) 税制の特例措置(所得税額の特別控除、固定資産税の減額措置)

I-2 耐震化のさらなる促進に向けた方策

- (1) 様々なツールを用いた普及啓発
- (2) 工事業者等の育成や参入促進
- (3) 民間の創意工夫を活かした啓発から改修まで一括実施
- (4) 福祉関係機関や自主防災組織等と連携した調査や啓発
- (5) リフォームや省エネ改修と合わせた耐震改修の実施の提案
- (6) 所有者負担の全体像を示すモデルケースの作成・提供
- (7) 所有者の子供世帯等による耐震改修や耐震改修リバースモーゲージの活用促進
- (8) 所有者の状況等に着目した追加的な補助等
- (9) 所有者の金銭準備の負担軽減
- (10) 耐震改修コストを下げる工法等の工夫
- (11) 除却や住み替え等の支援

住宅の耐震性を確保することが原則

II編 地震からのリスクを低減するための方策の実施

やむを得ない場合の
暫定的・緊急的な対策

- (1) 段階的な耐震改修工事の実施
最終的には住宅全体の耐震改修を想定しつつも、当面の措置として、耐震基準に満たない水準で補強する。
- (2) 部分的な耐震改修工事の実施
主たる居室や寝室の構造部分のみの補強や、屋根の軽量化のみなど部分的に改修する。
- (3) 命を守るための家具等の導入
住宅の構造部分等の改修工事までは行わず、耐震ベッドや耐震テーブルといった家具等を導入する。
- (4) 命を守るための住まい方の工夫
万が一、建物が倒壊したとしても、地震からのリスクを低減するため、2階建ての場合、2階を主たる居室や寝室にするなど、住まい方を工夫する。

III編 日頃からの災害への備え

全ての住宅における安全性向上策

- 地震時の安全性を向上させる取組みとして、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止、感震ブレーカーの設置、自動消火機能付きコンロの設置、棚ストッパーの設置等を行う。
- いざという時の備えとして、防災備蓄の確保、避難袋の用意、家族での避難場所や連絡手段の確認といった災害への備えを行う。